

第6章

計画の推進

- 1 市民参加の促進
- 2 連携体制の強化
- 3 計画の進行管理

1 市民参加の促進

(1) 市民参加の促進

●本計画の推進に当たっては、計画に基づく、各種の高齢者保健福祉施策及び介護保険事業を総合的に展開するとともに、地域共生社会の実現に向け、「つながり」と「場づくり」をキーワードに、地域ぐるみの幅広い支援や支えあいの絆を広げることで、市民の積極的な参加による地域福祉コミュニティの構築に取り組みます。

●このため、介護保険制度をはじめとする保健福祉施策についての積極的かつ的確な情報提供に加え、自分でできることは自ら実践し、地域住民自らが地域社会を支えるという自助・互助意識の高揚に向けた広報・啓発活動を展開するとともに、市民の総参加による高齢者への支援体制の構築を目指すことにより本計画の推進を図ります。

(2) 地域福祉活動の推進

●高齢者が安心して暮らすためには、充実したサービス提供に加え、地域での和や支え合いが不可欠です。ライフスタイルの変化等により弱体化した「互助」の再構築を図るとともに、地域福祉を担う光市社会福祉協議会との連携により、介護支援ボランティアポイント事業や生活支援体制整備事業等を通して、ボランティアの人材の発掘や新たな担い手の育成・支援を展開し、本計画を推進します。

2 連携体制の強化

(1) 保健・医療・福祉の連携

●住み慣れた地域での暮らしを継続できるようにするためには、介護サービスだけでなく、これまで以上に在宅医療の重要性が高まります。

●このため、かかりつけ医を中心とした在宅医療の充実を図るとともに、今後の在宅医療ニーズに対応できるよう、光市医師会等との連携を強化し、包括的な連携体制の拡充を目指します。

●また、関係機関とのつなぎ役として市内3箇所で開催する地域包括支援センターを中核として、介護保険サービスに加えて、医療、福祉など様々な関係者が常に連携し、常に的確な対応を取ることができるよう、関係者の資質の向上や相互連携の強化の推進に努め、総合的なサービス提供体制を構築するとともに、地域包括ケアの推進に向けた関係機関との連携の強化を図ることとし、本計画の推進を図ります。

(2) 高齢者保健福祉ニーズへの総合的な対応

●総合福祉センター「あいぱーく光」では、保健・医療・福祉にわたる多様なサービス・相談等を、高齢者支援課・健康増進課・福祉総務課・子ども家庭課及び光市社会福祉協議会との連携により展開するとともに、各地域の関係機関と連携をとりながら、総合的な相談・指導に努めています。

●今後も、個々の高齢者の状態に応じたサービスのコーディネートや、多様かつ高度化するニーズに適切に対応できるよう、保健・医療・福祉の連携を図るとともに、高齢者が安心して生活できるよう、生活全般において総合的に支援するため、各種関係機関との連携の強化を図り、本計画を推進します。

3 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理

- 計画の点検と検証に当たっては、外部からのチェック体制として「光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会」や「光市地域包括支援センター運営協議会」、「光市地域密着型サービス運営委員会」において、介護サービスの利用状況や地域支援事業の実施状況等について、毎年度計画との比較・検証を行い、計画の進捗評価を行います。
- また、課題等については、市ホームページ等で公表するとともに、以後の本市の高齢者保健福祉施策に反映できるよう、速やかに改善に向けた取組を行います。

(2) 目標の設定と施策の達成状況の評価

- 高齢者の自立支援や重度化防止の取組の推進のため、目標の設定や実績の評価と評価結果の公表を行う、市町村の「保険者機能」の強化の仕組みが導入されています。
- 本計画においても、目標を設定し、進捗の管理と必要に応じた施策の見直し等を行います。